

令和3年度 第9回教育委員会 議事録

会議次第

- 日 時：令和3年12月1日（水）午後3時00分
- 場 所：東彼杵町総合会館 教育センター 会議室
- 出席者：（教育委員）山口直登 （教育委員）川原悟
（教育委員）長下亜希 （教育委員）橋本茂子
（教育長）粒崎秀人 （教育次長）岡木徳人 （総務係長）遠岳祐二
- 教育長挨拶
- 議題
 - (1) 議事録の承認について
 - (2) 議案審議
 - 議案第18号東彼杵町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
 - (3) 協議事項
 - ①GIGAスクール運用状況及びタブレット持ち帰り学習に係るWifiモバイルルーターの取り扱いについて
 - (4) 報告事項
 - ①11月行政報告
 - ②12月行事予定
 - ③第8回定例教育委員会議案第17号の資料訂正について
 - ④新たな人事評価制度について
 - ⑤旧千綿小学校教室棟の児童福祉施設への転用について
 - (5) その他
 - ・小中一貫教育制度に関する勉強会のための資料について
 - ・病気休職中の事務局職員の療養の様子について
 - ・中学校の緊急大規模改修の進捗について

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 15時00分

教育長挨拶

コロナウィルス感染が鎮静化傾向にあるが、引き続き学校においてはこれまでと同様に感染防止対策を徹底していることを述べ、県中総体駅伝の結果、県中学校総合文化祭の様子、町村教育長会の報告を行う。

議題

(1) 議事録の承認について

教育次長

先に送付していました令和3年度第8回定例教育委員会議事録について、ご意見等が無ければ承認をお願いします。

教育長及び教育委員全員

承認する。

(2) 議案審議

教育次長

次に議案の審議をお願いします。

議事進行を教育長にお願いします。

教育長

これから議案の審議を行います。

議案第18号東彼杵町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてについてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第18号東彼杵町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてについて、提案理由を説明します。

町立学校の施設開放について、現行の運用に合わせて所定の改正を行う必要があり、また語句が間違っている条文がありますので、それらの改正について教育委員会の承認をお願いするものです。

(新旧対照表により改正の内容を説明する。)

教育長

これから、質疑を行います。

語句の訂正と現行の運用に合わせて開放する時間を修正する内容です。

(質疑なし)

質疑が無いようですので、これから議案第18号東彼杵町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則についてについて、承認を求めます。

お諮りします。

承認することでよろしいでしょうか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。従いまして、議案第18号東彼杵町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則については審議のとおり承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

①GIGAスクール運用状況及びタブレット持ち帰り学習に係るWi-Fiモバイルルーターの取り扱いについて

教育次長

資料については、別冊でお配りしています。

内容について、総務係長が説明します。

総務係長

説明は2点になります。

タブレットの現在の運用状況と今後始まる持ち帰り学習に係るWi-Fiモバイルルーターの取扱についてです。

Wi-Fiモバイルルーターについては、就学援助世帯に限ってWi-Fiモバイルルーターを貸し出すように方針を決めていますが、今年度について試行的に各家庭の通信状況を確認するために、就学援助世帯以外であってもWi-Fiモバイルルーターを貸し出し、インターネットに接続できない家庭が無いかどうか通信状況の調査を行いたいと考えています。

それでは、内容について説明しますので、別冊資料をご覧ください。

(資料により、運用状況について、ICT機器を活用した学習の様子、校内でのオンライン学習の状況を紹介する。また、Wi-Fiモバイルルーターの契約内容、貸出希望の世帯数、通信状況の調査内容などを説明する。)

教育次長

Wi-Fiモバイルルーターについては、総務係長の説明のとおり、就学援助世帯への学習支援として国庫補助により購入し、町で通信契約をして対象の世帯に貸し出すように定めています。

今年度試行的に就学援助世帯以外に貸し出すことは目的外使用になりますが、GIGAスクールの目的を達成するためのもの、オンライン学習が支障なく実施出るかどうかを調査する必要があり、一時的に目的外使用を行いたいと考えています。

橋本委員

就学援助世帯には全世帯に貸し出すのですか。

総務係長

インターネット環境が整っている世帯もありますが、Wi-Fiモバイルルーター

は全世帯に貸し出しができるように必要数を購入しています。

教育次長

就学援助世帯でもインターネットを契約している家庭もありますので、そのような家庭にも貸し出しを行うかどうかは今後学校とも協議しながら検討したいと思います。

橋本委員

Wi-Fiモバイルルーターの貸し出しを希望している世帯と就学援助世帯と重複している世帯はあるのですか。

教育次長

就学援助世帯の中でインターネットの環境が無い家庭は11世帯です。

山口委員

町の方針として、就学援助世帯に対して貸し出すことは変わらないですね。

教育次長

方針は変わりません。調査のため一時的に目的外に使用するということです。

山口委員

就学援助世帯への貸し出しについて、学校側の意見はどうですか。

教育次長

学校側からは特に意見は出ていません。

令和2年度から就学援助費の項目にオンライン学習通信費が追加され、金銭的な援助も可能になっていますが、本町では直接的に援助ができるように通信契約済みのWi-Fiモバイルルーターを貸し出すことにしています。

山口委員

インターネット環境が整っていない家庭への支援も必要になってくると思いますが、Wi-Fiモバイルルーターを貸し出すことはできないのですか。

総務係長

現時点では、就学援助世帯を対象にしています。今後は検討していく必要があると思います。

教育次長

インターネットが未契約の家庭には、タブレットの持ち帰りの際に自主学習用のドリル等を予め入力して持ち帰らせるようにする予定です。

この場合は、教師との通信はできませんが、採点結果は自動集計することができます。

インターネット環境が無い世帯への支援の方法は今後検討していきますが、今回は通信状況を確認する目的でWi-Fiモバイルルーターの貸し出しについてお諮りしている次第です。

川原委員

通信状況を確認しとかないと、今後の活用も進んでいかないと思います。

教育長

インターネット環境が無い世帯でも、スマートフォンは持っていると思いますので、会社別に携帯電話の電波状況を確認してはどうでしょうか。

総務係長

並行して調査を行います。

教育次長

他にご意見がなければ、今回の一時的な目的外使用については承認いただけますでしょうか。

教育委員全員

承認する。

(4) 報告事項

① 11月行政報告及び② 12月行事予定について、教育次長が資料により報告を行う。

橋本委員

成人式の予定はどうなっていますか。

教育次長

1月3日に予定しています。

昨年と同様に、規模を縮小して短時間で開催しますので、来賓は町議会の議長のみご案内しています。

② 第8回定例教育委員会議案第17号の資料訂正について

教育次長

11月2日を開催しました第8回定例教育委員会でお諮りし、承認をいただきました議案第17号東彼杵町立体育館設置条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、資料に誤りがありましたので訂正をいたします。

お諮りした内容は、旧千綿小学校体育館を町立体育館として千綿体育館と定め、規則に追加するものでしたが、その説明資料の中で彼杵児童体育館の開館時間が間違っていました。

当日の資料では、午前9時から午後9時30分と記載していましたが、正しくは午前8時30分から午後10時までが開館時間です。

これにつきましては、今年の第5回定例教育委員会で開館時間の変更に承認をいたしましたが、それを反映しないまま資料を作成していました。お詫びして訂正します。

《質疑なし》

④ 新たな人事評価制度について

教育長

今の人事評価制度は平成26年に法改正があり、平成28年度から施行されていますが、今後、教職員の給与に人事評価を反映することになります。

新たな人事評価制度については、評価者の研修が9月から順次行われており、11月1日以降にすべての教職員に校長から説明が行われ、来年度から試行的に始まります。

(資料により教育長が内容を説明する)

山口委員

勤勉手当に反映するのは、どれくらいの割合なのですか。

教育長

割合は分かりません。配付された資料にも書いてないようです。

山口委員

他の県も同様の人事評価を行っているのですか。

教育長

他県ではすでに導入されており、本県が遅れている状況のようです。

それと、評価に対する苦情相談制度を教育委員会に設ける必要があります。

山口委員

他県がすでに実施しているのであれば、どのような苦情が寄せられているのか情報は来ているのですか。

教育長

今のところは、苦情に関する他県の情報はありません。

⑤旧千綿小学校教室棟の児童福祉施設への転用について

教育次長

旧千綿小学校の跡地活用について、以前に経過を報告していますが、旧千綿小学校の教室棟を学童保育の場所として使用したいとの申し出があり、福祉部局で検討した結果、町が実施する放課後児童健全育成事業の利用に供する施設として12月議会に設置条例の制定を上程される予定ですので報告します。

《質疑なし》

(5) その他

・小中一貫教育制度に関する勉強会のための資料について

教育長

総合教育会議でも議題として取り上げ、その中の教育委員からの質問で、新校舎建設の判断について町長の考えをお聞きしていますが、町長の答弁では今後の児童生徒数によっては小学校と中学校が一緒になった義務教育学校も考えてもよいのではないかとの意見も出始めていますと話されました。

教育委員会としても、義務教育学校について勉強していくべきではないかと考え、資料をお配りすることにしました。

(教育長が資料により概要等を簡単に説明し、今後機会を設けて勉強していくことを説明する。)

- ・病気休職中の事務局職員の療養の様子について
(教育次長が本人と面談した時の記録により状況を報告する。)
- ・中学校の緊急大規模改修の進捗について
(教育次長が屋上防水工事及び外壁改修調査設計業務の進捗と次年度以降の計画について説明する。)
- ・その他

次回、第10回定例教育委員会の開催を1月12日（金）15時開催に決定する。

16時30分 閉会

議事録署名

令和4年 / 月 / 日

教育委員 山口直登

教育長 粟崎秀人

